

林災防秋田県支部からのお知らせ

伐木作業に係る省令改正に伴う 安全衛生教育（補講）の実施

当支部の業務運営につきましては、日頃より格別のご指導・ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 2 月 12 日に、伐木作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、同規則第 36 条第 8 号又は 8 号の 2 に掲げる特別教育修了者は、令和 2 年 7 月末日までに伐木等の業務特別教育の補講を修了しないと、同年 8 月からはチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなりました。

これを受け、当支部では、改正された労働安全衛生規則に基づく補講を計画し、現行特別教育修了者（第 36 条第 8 号又は第 8 号の 2）が漏れなく受講できるよう取り組みを進めているところです。

なお、秋田県内の補講対象者は、昭和 52 年以降で 11 千人、平成 10 年以降でも 6 千人余りとなっており、本日から受付を開始して 10 月から補講を実施する予定としています。

当該補講の実施計画は別添のとおりであり、該当者は漏れなく受講されるようお願いいたします。

受講申込書は、支部のホームページ（URL http://rinsai_akita.la.coocan.jp/）にもありますので、活用ください。

令和元年7月吉日

関係各位

林材業労災防止協会 秋田県支部

担当：佐藤 泉 宮田
TEL：018-837-7762
FAX：018-837-7765

令和元年度 チェーンソー特別教育補講の日程・会場

回数	月日(曜日)	時間	会 場	電話番号	募集 人数
				FAX番号	
1	10月4日(金)	9:30~12:00	北秋田市材木町2-2	0186-63-2321	100
2		13:00~15:30	北秋田市交流センター	0186-63-2322	100
4	10月28日(月)	9:30~12:00	秋田市河辺戸島字上祭沢38-4	018-882-4811	100
5		13:00~15:30	森林学習交流館「プラザクリプトン」	018-882-4821	100
7	11月8日(金)	9:30~12:00	鹿角市花輪字荒田1-1	0186-23-7007	100
8		13:00~15:30	鹿角市交流センター	0186-23-7008	100
9	11月12日(火)	9:30~12:00	横手市条里1丁目1-64	0182-32-2406	100
10		13:00~15:30	横手市役所条里南庁舎	0182-32-4024	100
11	11月19日(火)	9:30~12:00	仙北市角館町中菅沢77-30	0187-54-1003	100
12		13:00~15:30	角館交流センター	0187-54-1004	100
13	11月28日(木)	9:30~12:00	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533	0184-33-2315	100
14		13:00~15:30	西目公民館シーガル	0184-33-3536	100
15	12月4日(水)	9:30~12:00	五城目町上樋口字堂社75	018-852-4411	100
16		13:00~15:30	五城目町 町民センター	018-852-4414	100
17	12月11日(水)	9:30~12:00	大館市有浦1-8-15	0186-45-0515	100
18		13:00~15:30	大館市北地区コミュニティセンター	0186-45-0530	100
19	12月18日(水)	9:30~12:00	湯沢市字沖鶴103-1	0183-72-2121	100
20		13:00~15:30	湯沢文化会館	0183-72-2123	100
21	12月24日(火)	9:30~12:00	能代市字海詠坂3-2	0185-54-5300	100
22		13:00~15:30	能代山本広域交流センター	0185-89-4280	100

- ※ 1 この日程・会場の一覧表は、上記の「補講のコース イ」のみの計画表です。
- 2 上記補講の申込みは、すでにすべてについて開始しており定員になり次第、締め切ります。なお、希望する会場・日程での受講が困難となった者については、当支部で調整を図ります。
- 3 さらに、受講希望者が上記日程で受講できない場合は、翌年の1~3月に追加補講を予定します。
- 4 「補講のコース ウ、エ」の修了者は少人数であることから、申込状況に併せて別途計画します。
- 5 林災防秋田県支部以外での受講修了者は、基本的には修了証を得たそれぞれの機関、団体等で補講を受けることとなりますが、それが困難な場合は当支部でも補講が可能です。
- この場合、諸手続が必要ですので、事前に連絡ください。

申込み年月日:令和 年 月 日

伐木等業務(チェーンソー)特別教育(補講)講習会受講申込書

区分	特別教育の受講履歴(講習時間)		添付した特別教育修了証 (○印を記入)	講習時間
イ	安衛則第36条第8号	(16時間)		2.5時間
ウ	安衛則第36条第8号の2	(13時間)		5.0時間
エ	安衛則第36条第8号 (チェーンソーの講習を除く)	(5時間)		10.5時間

講習希望期日	第 回	月 日 午前・午後	会場:
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	
現住所	〒 —		
自宅電話番号		携帯番号	

所属事業場名		担当者名	
所在地	〒 —		
電話番号		林災防会員の有無 (該当するものに○印)	会員・非会員・不明
FAX			

受講票の送付先:○印をつけてください

<input type="checkbox"/>	現住所	<input type="checkbox"/>	所在地
--------------------------	-----	--------------------------	-----

写真仮貼付

裏面に名前
をご記入く
ださい

備考

- ・本申込書は、補講開催日の1ヶ月前までに提出すること。
- ・本申込書のほか、以前に所得した伐木等業務(チェーンソー)特別教育の修了証の写し(コピー)、補講の修了証用の写真(3.0cm×2.5cm)を添付すること。
- ・所属事業場がない場合は、所属事業場名の欄に「無し」と記載すること。
- ・受講当日は、受講票のほか、運転免許証又は健康保険証などの公的機関が発行したもので本人確認が出来るものを持参すること。
- ・チェーンソー用の防護ズボン、又はチャップスを所持している者は持参ください。

申込先	名称: 林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部
	住所: 〒010-0003 秋田市東通二丁目7-35
	TEL:018-837-7762 FAX:018-837-7765

以下は、記入しないでください。

※ 受付番号		※ 月日		※ 受付確認者	
※ 本人確認書類 : 免許証 健康保険証 その他()					

令和元年度 チェーンソー講習・補講の受講料

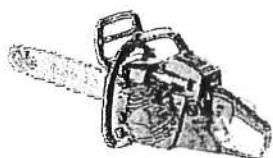
林業・木材製造業労働災害防止協会 秋田県支部

区分	講習・補講の種類・名称	科目及び時間		1会場 当たりの募集 人員	林災防秋田県支部会員の講習料				一般受講者の講習料			
		科目	時間		講習料内訳(円)		税抜き 金額	税込み 金額	講習料内訳(円)		税抜き 金額	税込み 金額
					受講料	テキスト代			受講料	テキスト代		
(新規受講者)	安全衛生規則第36条8に定める伐木等の業務に係る特別教育	学科	8	100人	12,000	2,500	14,500	15,950	14,400	2,500	16,900	18,590
		実技	8	20人								
(令和元年10月5日受講済みの者の補講)	イ.安全衛生規則第36条8に定める伐木等の業務に係る特別教育の修了者	学科	2	100人	3,500	1,000	4,500	4,950	4,500	1,000	5,500	6,050
		実技	0.5									
	ウ.安全衛生規則第36条8に定める伐木等の業務に係る特別教育の修了者のうち、チェーンソー、振動障害及びその予防に関する知識の科目を受講しなかった者	学科	6	100人	10,500	3,500	14,000	15,400	12,500	3,500	16,000	17,600
		実技	4.5									
	エ.安全衛生規則第36条8の2の修了者	学科	3	100人	6,000	未定			7,500	未定		
		実技	2									

※ 補講を申し込む際には、現在所有している「修了証」を添付(コピー可)すること。

本受講料は、令和元年10月から適用する。

チェーンソーを使用して伐木作業等を行う



会員の皆様へ



平成31年2月12日に、伐木作業及びかかり木処理等の危険を防止するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました。

安衛則は2019年8月施行／特別教育は2020年8月適用

(旧)労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2に掲げる特別教育修了者の方は、2020年7月までに、伐木等の業務特別教育の補講を受けないと、同年8月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなりますのでご注意ください。

1 労働安全衛生規則改正の概要

(1) チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の統合と充実

ア 旧労働安全衛生規則第36条「8号」と「8号の2」の統合

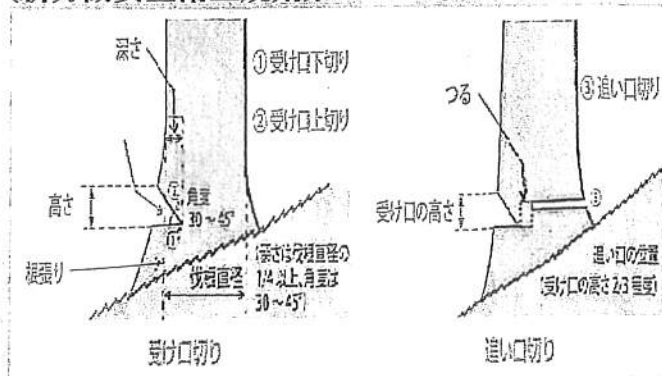
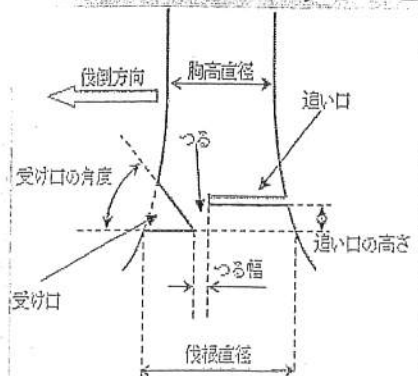
(新労働安全衛生規則第36条第8号)

イ 旧安全衛生特別教育規程第10条(昭和47年労働省告示第92号)の見直し

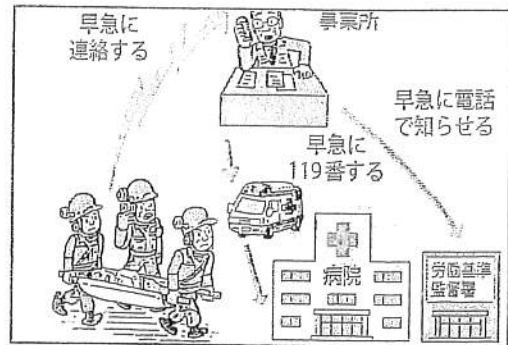
を行い、「伐木等作業に関する知識」の科目(学科教育)及び「伐木等の方法」の科目(実技教育)の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し充実。(新安全衛生特別教育規程第10条)

(2) 受け口を作るべき立木は、胸高直径20cm以上へ拡大

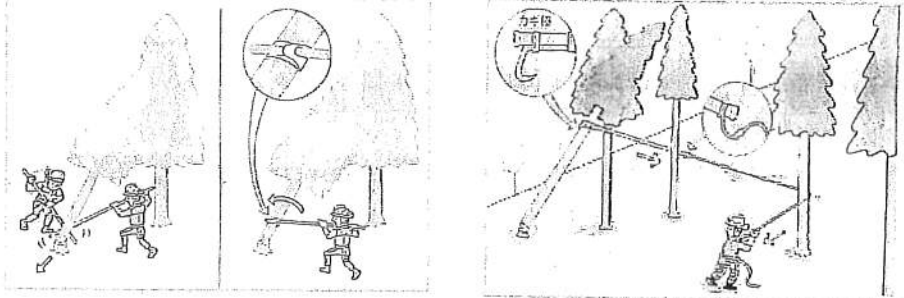
伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が「40cm以上」から「20cm以上」へ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(つる)を確保することとする。(新労働安全衛生規則第477条)



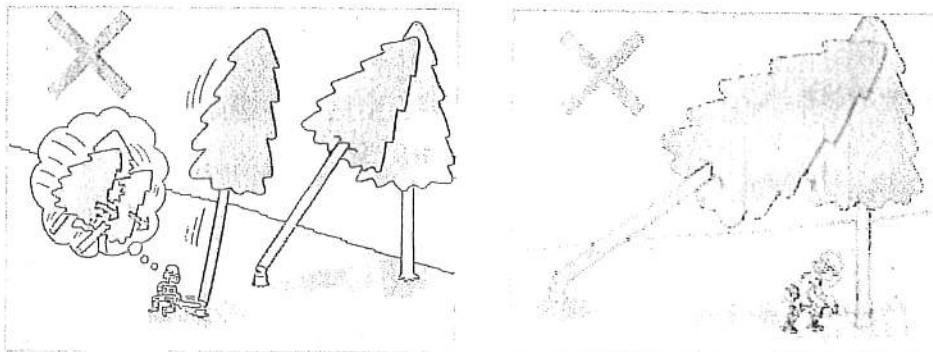
- (3) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。
(新労働安全衛生規則第151条の89、第151条の125、第151条の153)



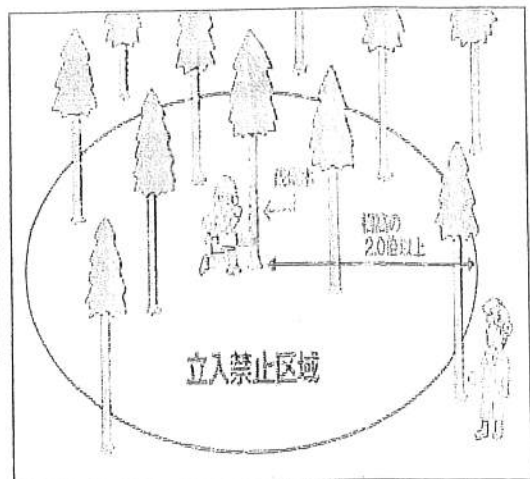
- (4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。(新労働安全衛生規則第478条)



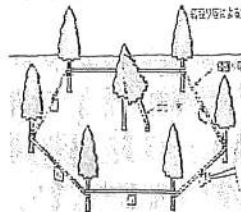
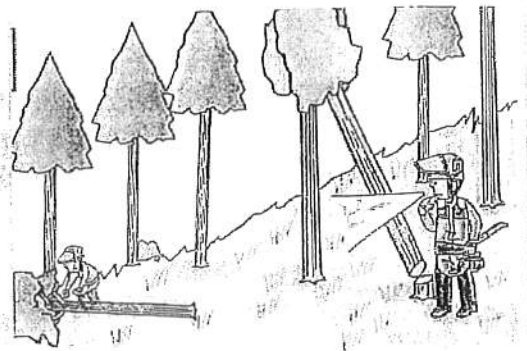
- (5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないとすること。(新労働安全衛生規則第478条)



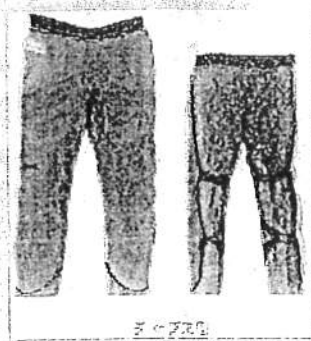
(6) 立入禁止区域は立木の高さの2倍相当事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
(新労働安全衛生規則第481条)



(7) かかり木処理者以外、立入禁止事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
(新労働安全衛生規則第481条)



(8) 下肢の切創防止用保護衣の着用事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。
(新労働安全衛生規則第485条)



(9) 修羅 (しゅら) による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。

[削除] 該当する労働安全衛生規則第482条削除

(10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

[削除] 該当する第486条～第497条までを削除

2 省令、特別教育規程告示の施行期日等について

- (1) 省令（労働安全衛生規則の一部改正）の施行日は2019年8月1日
（注）労働安全衛生規則第36条の改正を除く。
- (2) 労働安全衛生規則第36条の改正の施行日及び安全衛生特別教育規程第10条改正の適用日は2020年8月1日

3 補講について

旧第8号修了者には、チェーンソー等の講習を受けたか否か確認が必要

補講資格

- (1) 労働安全衛生規則第36条第8号修了者（チェーンソー等の講習を受けた者）
- (2) 労働安全衛生規則第36条第8号修了者（チェーンソー等の講習を受けていない者）
- (3) 労働安全衛生規則第36条8号の2修了者（36条第8号未修了者）



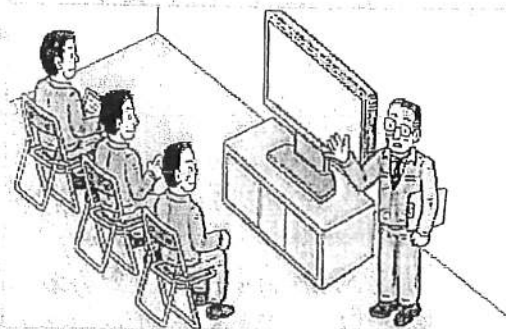
補講時間

- (1) 学科教育2時間
実技教育0.5時間
- (2) 学科教育6時間
実技教育4.5時間
- (3) 学科教育3時間
実技教育2時間

一補講をご希望の方へ—
伐木等作業特別教育修了者で、
補講をご希望の方は林災防都道
府県支部へお尋ねください。

林業・木材製造業労働災害防止協会

☎ 03-3452-4981



北海道支部011-251-9878	石川県支部076-238-7761	岡山県支部086-221-2160
青森県 " 017-739-8761	福井県 " 0776-34-3237	広島県 " 082-228-5111
岩手県 " 019-624-2141	山梨県 " 055-228-0821	山口県 " 083-922-0157
宮城県 " 022-233-8007	長野県 " 026-227-0327	徳島県 " 088-676-2200
秋田県 " 018-837-7762	岐阜県 " 058-275-0192	香川県 " 087-861-4352
山形県 " 023-666-4810	静岡県 " 054-252-3160	愛媛県 " 089-948-8973
福島県 " 024-523-3307	愛知県 " 052-331-9386	高知県 " 088-856-5721
茨城県 " 0294-33-5121	三重県 " 059-225-9014	福岡県 " 092-714-2061
栃木県 " 028-652-2153	滋賀県 " 077-524-3827	佐賀県 " 0952-23-6181
群馬県 " 027-266-8220	京都府 " 075-802-2991	長崎県 " 0957-27-1760
埼玉県 " 048-822-2569	大阪府 " 06-6685-3101	熊本県 " 096-382-7872
千葉県 " 0475-53-0123	兵庫県 " 078-371-0607	大分県 " 097-545-3530
東京都 " 03-5569-2211	奈良県 " 0744-22-6281	宮崎県 " 0985-24-7930
神奈川県 " 045-261-3731	和歌山県 " 073-447-2262	鹿児島県 " 099-267-5681
新潟県 " 025-245-0733	鳥取県 " 0857-30-5490	沖縄県 " 098-868-3656
富山県 " 076-434-3351	島根県 " 0852-21-3852	